

1. 財政の状況

資料1

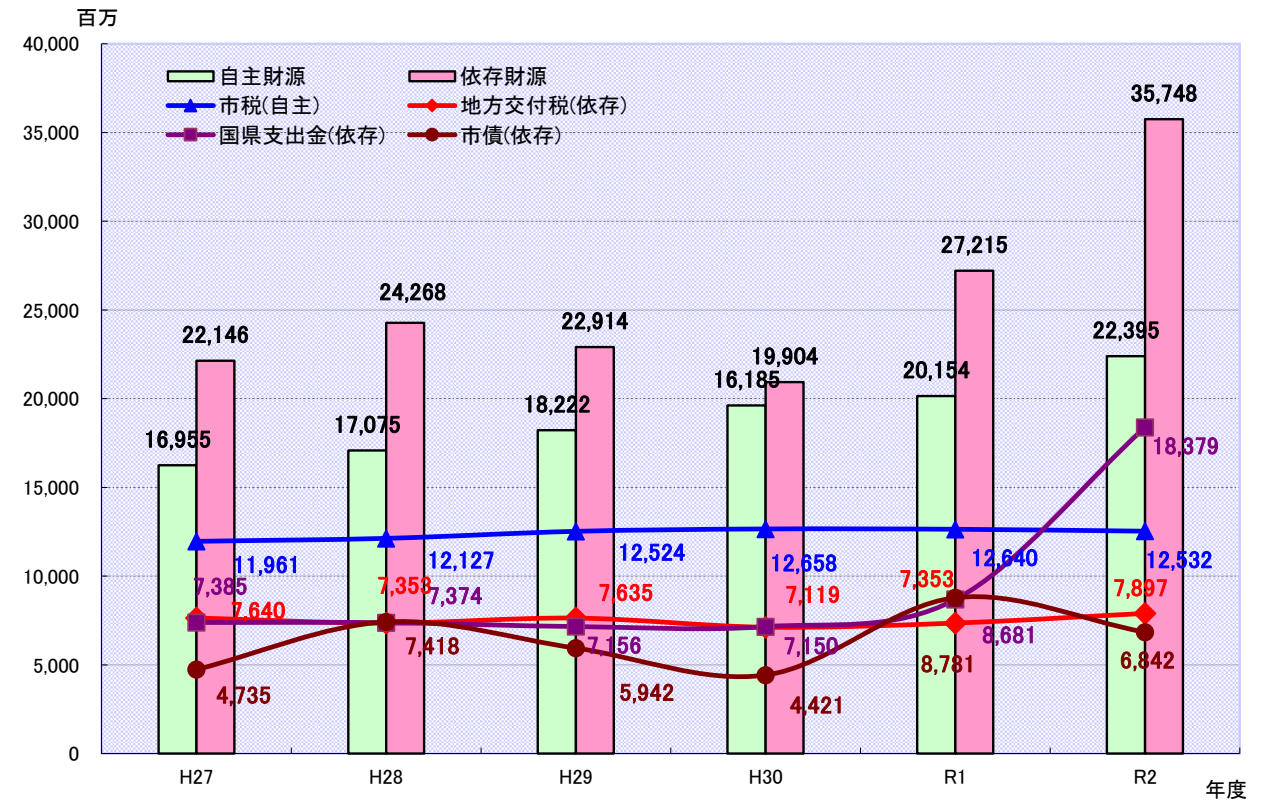
(1) 令和2年度決算状況

(単位：百万円 %)

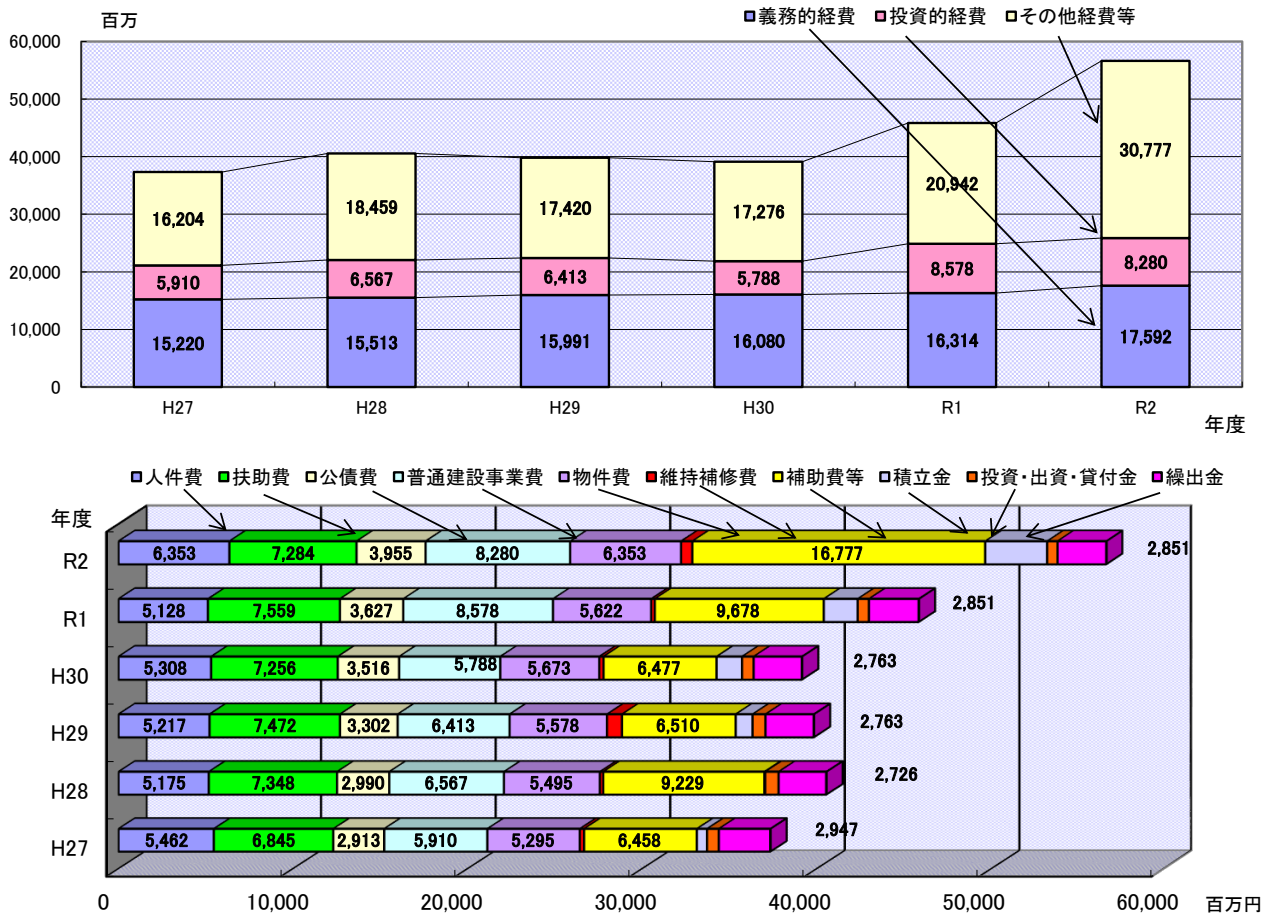
【歳入の推移】	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		備考
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	16,242	42.3	17,075	41.3	18,222	44.3	19,623	48.4	20,154	42.5	22,395	38.5	市が自主的に収入することができる財源
市税	11,961	31.2	12,127	29.3	12,524	30.4	12,658	31.2	12,640	26.7	12,532	21.6	市民税、固定資産税、軽自動車税 など
分担金及び負担金	608	1.6	633	1.5	690	1.7	688	1.7	589	1.2	419	0.7	施設の使用料や福祉に関する受益者の負担金、住民票等の発行手数料 など
使用料及び手数料	758	2.0	742	1.8	731	1.8	747	1.8	632	1.3	486	0.8	
財産収入	318	0.8	98	0.2	137	0.3	105	0.3	72	0.2	57	0.1	預金利子、市有地の貸付・売却収入 など
寄附金	6	0.0	11	0.0	455	1.1	556	1.4	910	1.9	1,296	2.2	一般寄附、福祉や教育などの指定寄付、ふるさと納税寄付 など
繰入金	49	0.1	945	2.3	884	2.2	1,698	4.2	1,722	3.6	1,909	3.3	基金や特別会計からの繰入金
繰越金	1,019	2.7	1,054	2.6	804	2.0	1,312	3.2	1,411	3.0	1,534	2.6	前年度の繰越金
諸収入	1,523	4.0	1,465	3.5	1,997	4.9	1,859	4.6	2,178	4.6	4,162	7.2	貸付金の返済収入や学校給食費 など
依存財源	22,146	57.7	24,268	58.7	22,914	55.7	20,932	51.6	27,215	57.4	35,748	61.5	国・県の交付基準に基づき、交付されたりする財源
地方譲与税等	2,386	6.2	2,123	5.1	2,181	5.3	2,242	5.5	2,400	5.1	2,630	4.5	国が徴収した税金の一部を一定の基準で市に交付されるもので特に用途は限定されない(国が徴収する税金の財源によって、市へ交付される種目が異なる)
地方交付税	7,640	19.9	7,353	17.8	7,635	18.6	7,119	17.6	7,353	15.5	7,897	13.6	
国県支出金等	7,385	19.2	7,374	17.8	7,156	17.4	7,150	17.6	8,681	18.3	18,379	31.6	特定の目的を持った事業に国県より市に収入されるもので、補助金や委託金 など
市債	4,735	12.3	7,418	17.9	5,942	14.4	4,421	10.9	8,781	18.5	6,842	11.8	特定の目的を持った事業や交付税の不足分に充てる市の借金
歳入合計	38,388	100.0	41,343	100.0	41,136	100.0	40,555	100.0	47,369	99.9	58,143	100.0	

地方譲与税等： 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金
 国県支出金等： 国庫支出金、県支出金

自主・依存財源の推移



性質別歳出の推移



(単位：百万円 %)

【歳出の推移】 (性質別)	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		備考
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	15,220	40.8	15,513	38.3	15,991	40.2	16,080	41.1	16,314	35.6	17,592	31.1	支出が制度的に義務づけられており、市が任意に削減することができない費用
人件費	5,462	14.6	5,175	12.8	5,217	13.1	5,308	13.6	5,128	11.2	6,353	11.2	職員給料、議員や特別職の報酬 など
扶助費	6,845	18.3	7,348	18.1	7,472	18.8	7,256	18.5	7,559	16.5	7,284	12.9	生活保護法や児童福祉法などにに基づき公的扶助制度の一環として支給する費用
公債費	2,913	7.8	2,990	7.4	3,302	8.3	3,516	9.0	3,627	7.9	3,955	7.0	市の借入金(借金)を返済するための費用
投資的経費	5,910	15.8	6,567	16.2	6,413	16.1	5,788	14.8	8,578	18.7	8,280	14.6	支出効果が長期に及ぶもので、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業がある
普通建設事業費等	5,910	15.8	6,567	16.2	6,413	16.1	5,788	14.8	8,578	18.7	8,280	14.6	道路や学校整備など、建設事業に必要とされる投資的な費用
その他経費等	16,204	43.4	18,459	45.5	17,420	43.7	17,276	44.1	20,942	45.7	30,777	54.3	
物件費	5,295	14.2	5,495	13.6	5,578	14.0	5,673	14.5	5,622	12.3	6,353	11.2	消費的な性質をもつ費用で、賃金、旅費、交際費、需用費 など
維持補修費	246	0.7	193	0.5	861	2.2	243	0.6	207	0.5	645	1.1	道路や公共施設などの本来の機能を維持するための修繕費用
補助費等	6,458	17.3	9,229	22.8	6,510	16.3	6,477	16.5	9,678	21.1	16,777	29.6	団体や民間に対し、行政目的を達成するため交付する経費で、補助金、負担金、報償費など
積立金	583	1.6	45	0.1	965	2.4	1,457	3.7	1,942	4.2	3,547	6.3	特定の目的を達成するため、また年度間の財源変動に備え、積立(貯金)する費用
投資・出資・貸付金	675	1.8	771	1.9	743	1.9	663	1.7	642	1.4	604	1.1	市民の福祉増進や地域振興のため、市が現金を貸付するための費用
繰出金	2,947	7.9	2,726	6.7	2,763	6.9	2,763	7.1	2,851	6.2	2,851	5.0	一般会計、特別会計、基金の間で、相互に資金運用する費用
歳出合計	37,334	100.0	40,539	100.0	39,824	100.0	39,144	100.0	45,834	100.0	56,649	100.0	

2. 坂井市の借金と貯金

借金（市債）は、道路や学校など公共施設の整備に必要な経費の財源を確保するために借り入れる資金で、返済期間は5年から長いものでは30年かけて償還します。返済に必要な資金は、将来その施設を利用する市民の皆さんからの税金などで賄われ、世代間の負担の公平を図ることができます。しかし、借金（市債）残高が増え続けると、返済に要する経費が財政を圧迫し、様々な行政サービスの提供に支障が生じてきますので、財政状況を見極めながら借入れを行っております。

一般会計では、これまで小中学校の耐震補強改修事業、幼保一元化事業、コミュニティセンターの耐震化事業、本庁舎整備事業を行ってきたことにより、借金（市債）残高は増加傾向にあります。合併特例債（返済額の7割が交付税に算入される）等の有利な市債を選択することにより、後年度の財政負担の抑制を図っております。

※令和2年度の主な市債事業
・本庁舎施設整備事業

貯金（基金）は、必要なときに取崩して事業の財源等に充てるために設置される積立金です。平成22年度以降、財政調整基金の積み立てに努め、基金総額は増加しておりますが、平成28年度は、国営かんがい排水事業（第1期九頭竜川下流地区パイプライン工事：H11～H27）の工事負担金を国に支払ったことにより、減少しました。

令和2年度においては、コロナ対策のため財政調整基金を一部取り崩しましたが、競艇事業からの収入をまちづくり整備基金に積み立て等を行っております。

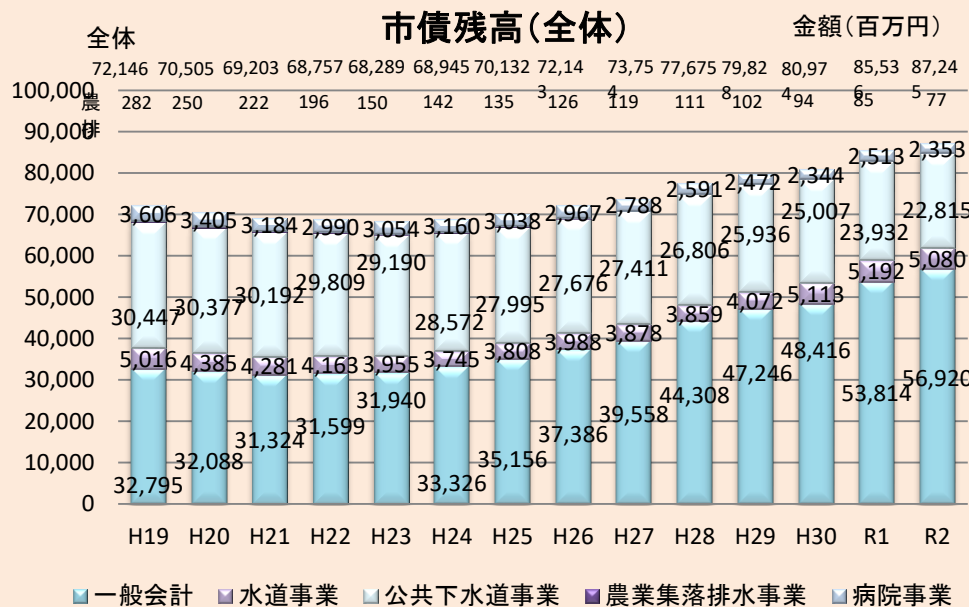
【財政調整基金】

財源不足や突発的な災害などの緊急を要する経費に備えるために設置される貯金で、決算剰余金が多い時は積立し、財源不足時に取り崩すという、年度間調整的な役割を果たします。

【減債基金】

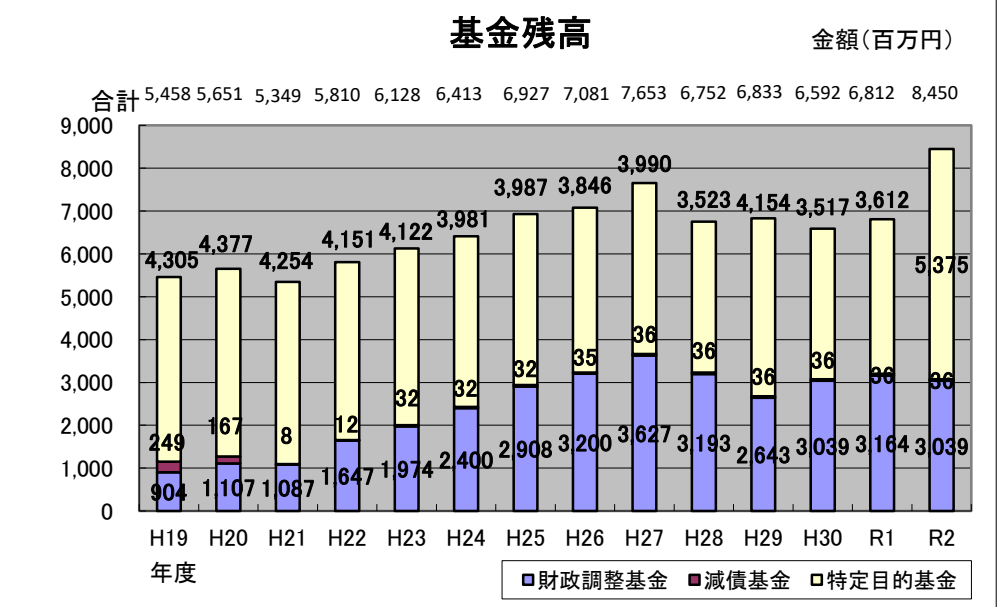
借金（市債）の返済の増加に備えるために設置される貯金で、公債費（借金返済）が他の経費を圧迫するような場合に充てます。

【特定目的基金】



市民一人当たり(一般会計)

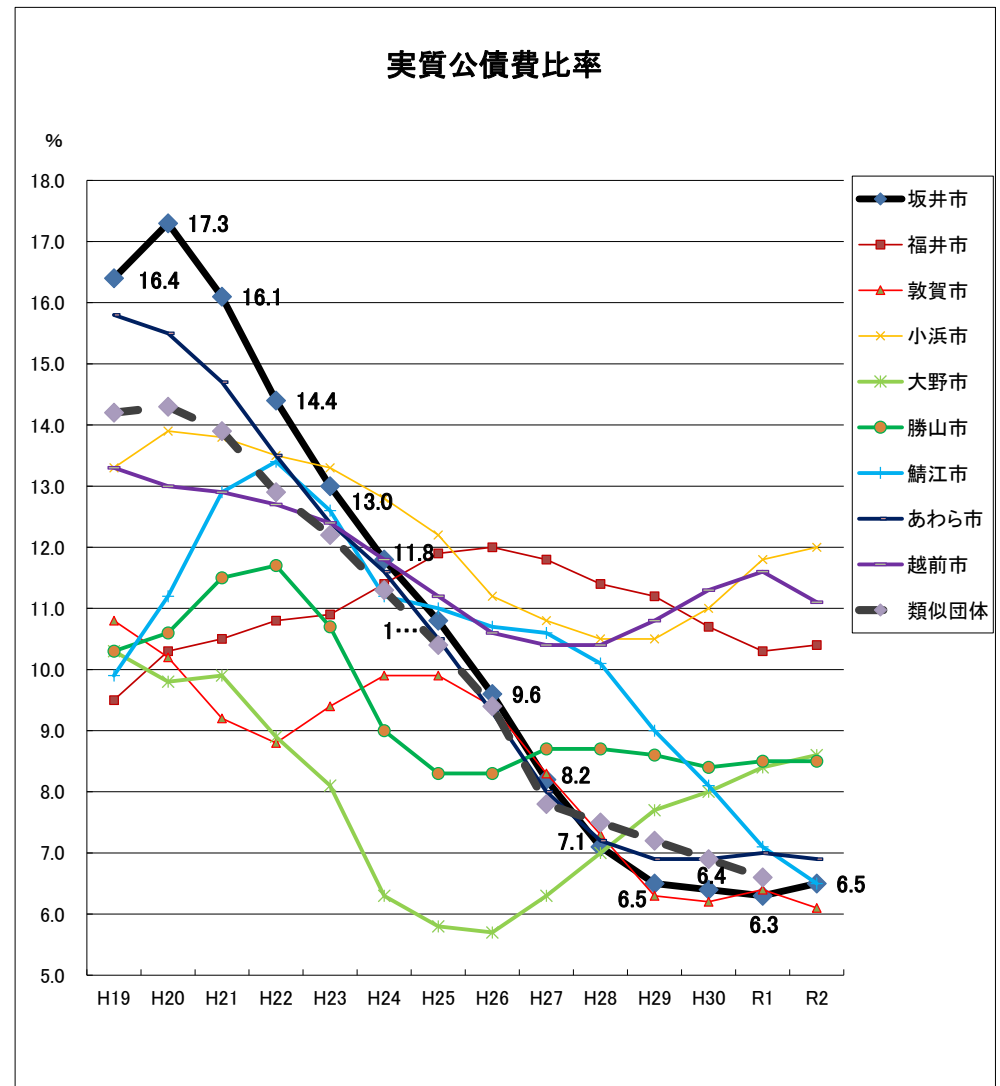
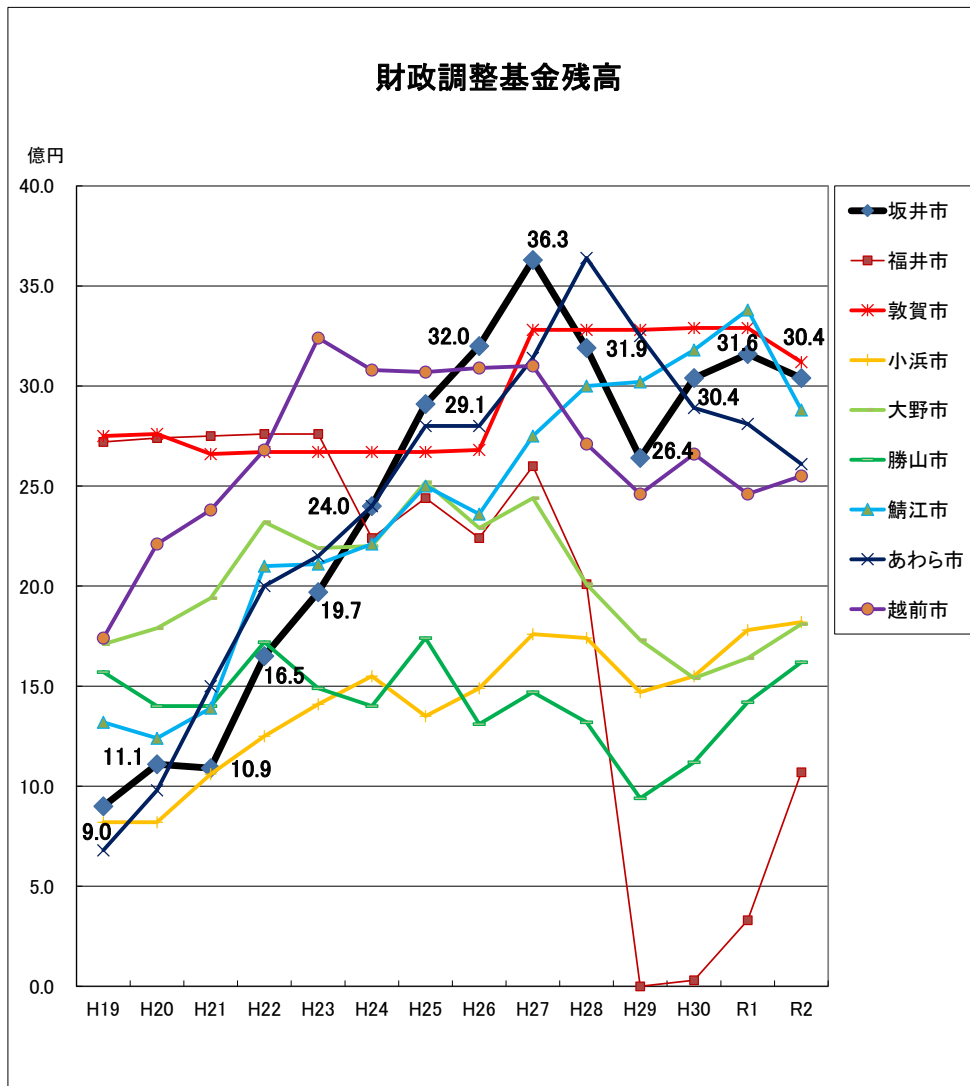
H19: 34.4万円 ⇒ R2: 62.5万円 差引: 28.1万円の増



市民一人当たり

H19: 5.7万円 ⇒ R2: 9.3万円 差引: 3.6万円の増

4. 目標値の推移と団体間比較(財政調整基金残高・実質公債費率を抜粋)



3. 行政改革大綱に定めた目標数値

行政改革の目標値と現状値					第3次行政改革(H29～R3)	
	H28年度 決算の数値	H29年度 決算の数値	H30年度 決算の数値	R1年度 決算の数値	目標値	R2年度 決算の数値
将来負担比率	85.0%	134.7%	79.8%	78.4%	175%以下 ※1	65.6%
実質公債費比率	7.1%	6.5%	6.4%	6.3%	15%以下 ※2	6.5%
財政調整基金残高	31.9億円	26.4億円	30.4億円	31.6億円	22億円以上 ※3	30.4億円

- ※1 将来負担比率は、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性がある負担額等の現時点での残高の程度(仮に現在の坂井市の財政規模等を100とした場合の現時点での借金総額等の割合)を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。将来負担比率が350%を超えると、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定する必要があります。
- ※2 実質公債費率は、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の程度(仮に坂井市の収入等を100とした場合の借金返済額等の割合)を示します。実質公債費率が、18%以上になると、起債発行に国の許可が必要となり、25%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定する必要があります。
- ※3 財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的な視野に立って財政運営を行うための基金です。一般的に標準財政規模の10%が適正とされています。(坂井市のR1標準財政規模:222.6億円)